

垂水市住宅リフォーム促進事業の御案内

この事業は、地域経済の活性化を主な目的とし、併せて快適な住環境の整備と子育て世帯を支援するため、市民の皆様が所有している住宅のリフォーム工事を市内の住宅リフォーム促進事業登録工事業者（以下「工事業者」という。）を利用した場合に対して補助金を交付するものです。

1 受付期間

令和7年4月1日(火)～12月26日(金)

なお、工事着工後の申請は、対象外となり申請できないので御注意ください。

先着順となり、補助金の予算がなくなり次第、受付を終了しますので御注意ください。

※工事施工中・施工後の申請は対象外となりますので御注意ください。

また、一つの住宅につき1回限りの補助ですので御注意ください。

2 補助金額

・一般世帯：対象工事費(消費税込み)の10%(千円未満切捨て)を補助します。

ただし、上限額は15万円となりますので御注意ください。

・子育て世帯：対象工事費(消費税込み)の30%(千円未満切捨て)を補助します。

ただし、上限額は45万円となりますので御注意ください。

※子育て世帯：世帯内に0歳から18歳以下(令和8年3月31日現在)までの子どもがいる世帯

3 補助対象者

- ・垂水市に住民登録をしており、かつ、居住していること。
- ・市税等の滞納が無いこと。
- ・補助金の交付は補助対象者又は補助対象者の同一住宅について1回限りとします。

4 補助対象住宅

- ・補助対象者の所有の市内住宅とします。

※兼用住宅は住宅部分のみの改修工事を対象とし、非住宅との共用部分については面積按分に対応します。

5 補助対象工事

工事業者に請け負わせるリフォーム工事で、対象工事費の合計額が20万円(消費税込み)以上とします。

垂水市住宅リフォーム促進事業補助対象工事については、別紙又は本ホームページにて御確認下さい。

6 提出書類

(1)補助金交付申請

- ①垂水市住宅リフォーム促進事業補助金交付申請書
- ②世帯全員の住民票の写し
- ③市税の滞納が無いことを証する書類(納税証明書)
- ④リフォームを行う住宅及び当該住宅の敷地に係る課税資産明細書又は固定資産名寄せ台帳の写し
- ⑤住宅リフォームに係る見積書の写し(工事業者が作成したもの)
- ⑥住宅リフォームの計画の図面
- ⑦住宅リフォーム前の現場状況写真(日付入り)
- ⑧補助対象住宅の周辺図
- ⑨申請書類チェック表
- ⑩同意書(補助事業の申請を工事業者に依頼する場合)
- ⑪家屋及び土地の名義が申請者と異なる場合は関係の分かる書類
- ⑫現住所と異なる申請者がリフォーム後住宅に居住する場合は誓約書

※工事見積書については、工事内容及びそれぞれの工事費が分かるように見積書を作成してください。

「建築一式」等の表現の工事費が不明確なものは受理できませんので御注意してください。

(2)工事完了後

- ①垂水市住宅リフォーム促進事業補助金実績報告書
- ②住宅リフォームに係る領収書の写し(工事業者の印があるもの)
- ③住宅リフォーム後の現場状況写真(日付入り)

※工事完了報告は、令和8年2月27日(金)までを提出期限とします。

(3) 補助金交付決定後の工事費の変更がある場合

- ①垂水市住宅リフォーム促進事業補助金交付変更申請書
- ②住宅リフォームに係る変更内容が分かる見積書の写し(工事業者の印があるもの)
- ③住宅リフォームに係る変更内容が分かる現場状況写真(日付入り)

※工事費が減額になった場合は、補助金額は減額となります。

ただし、補助対象工事費が20万円未満となる場合は、補助対象外となります。

※工事費が増額になった場合は、補助金額の増額は認められませんので御注意してください。

7 申請手続きの流れ

垂水市住宅リフォーム促進事業 補助金交付申請手続きの流れ

垂水市住宅リフォーム促進事業補助金交付申請書の提出

- ※住宅のリフォーム工事は市内の住宅リフォーム促進事業登録工事業者が行う工事が補助対象となります。
- ※工事着工後の申請は、対象外となりますので御注意してください。

申請者

添付書類

- ・住民票(謄本)又は住民票記載事項証明書
- ・市税の滞納が無いことを証する書類(納税証明書)
- ・リフォームを行う住宅及び当該住宅の敷地に係る課税資産明細書又は固定資産名寄せ台帳の写し
- ・住宅リフォームに係る見積書の写し(工事業者が作成したもの)
- ・住宅リフォームの計画の図面
- ・住宅リフォーム前の現場状況写真(日付入り)
- ・補助対象住宅の周辺図
- ・申請書類チェック表
- ・同意書(補助事業の申請を工事業者に依頼する場合)
- ・家屋及び土地の名義が申請人と異なる場合は関係の分かる書類
- ・現住所と異なる申請者がリフォーム後住宅に居住する場合は誓約書

市役所

申請者の書類審査及び交付決定を行い、**垂水市住宅リフォーム促進事業補助金交付決定通知書**を申請者へ通知

申請者

通知書受領後、リフォーム工事に着手

※交付決定前の工事着工は、申請取消となりますので御注意してください。

リフォーム工事の変更の場合

申請者

垂水市住宅リフォーム促進事業補助金交付変更申請書の提出 ※減額の場合のみ

- 添付書類
- ・住宅リフォームに係る変更内容が分かる見積書の写し(工事業者の印があるもの)
 - ・住宅リフォーム後の現場状況写真(日付入り)

中止の場合

申請者

垂水市住宅リフォーム促進事業補助金交付取下届出書の提出

市役所

垂水市住宅リフォーム促進事業補助金交付変更決定通知書を申請者へ通知

申請者

リフォーム工事の完了

垂水市住宅リフォーム促進事業補助金実績報告書の提出

添付書類

- ・住宅リフォームに係る領収書の写し(工事業者の印があるもの)
- ・住宅リフォーム後の現場状況写真

市役所

報告書の内容審査、工事完了検査及び補助金額の確定を行い、**垂水市住宅リフォーム促進事業補助金交付確定通知書**を申請者へ通知

申請者

確定通知書受領後、**垂水市住宅リフォーム促進事業補助金交付請求書**の提出

市役所

請求書受領後、補助金を申請者にお支払いします

◎本事業の申請を希望される方は下記までお申込みください。

【申込み先】垂水市役所 土木課 建築係 TEL32-1111(内線340)